

日光市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

日光市

(令和 5 年 3 月修正)

目 次

第1章 はじめに

- 1 策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① リスクの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② リスクシナリオの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③ 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ④ 現状分析・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野ごとの推進方針について・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 個別施策分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 計画の推進と進捗管理

- 1 優先的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 各種施策の推進及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 【別紙】日光市国土強靱化推進方針一覧表・・・・・・・・ 32

第1章 はじめに

1 策定の背景・趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、基本法の規定に基づき「国土強靱化基本計画」を策定しました。

また、栃木県においては、国土強靱化基本計画と調和を図りながら「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年2月に策定しています。

このような中、本市においては、東日本大震災以降も平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により大きな被害が発生するなど、災害に強いまちづくりの推進が必要となっております。このため、第2次日光市総合計画に「安全で安心なまちづくりの推進」を課題に掲げ、防災や減災のまちづくりに取り組んでいくこととしております。

このようなことから、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、県と一体となって、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため「日光市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画の位置づけ

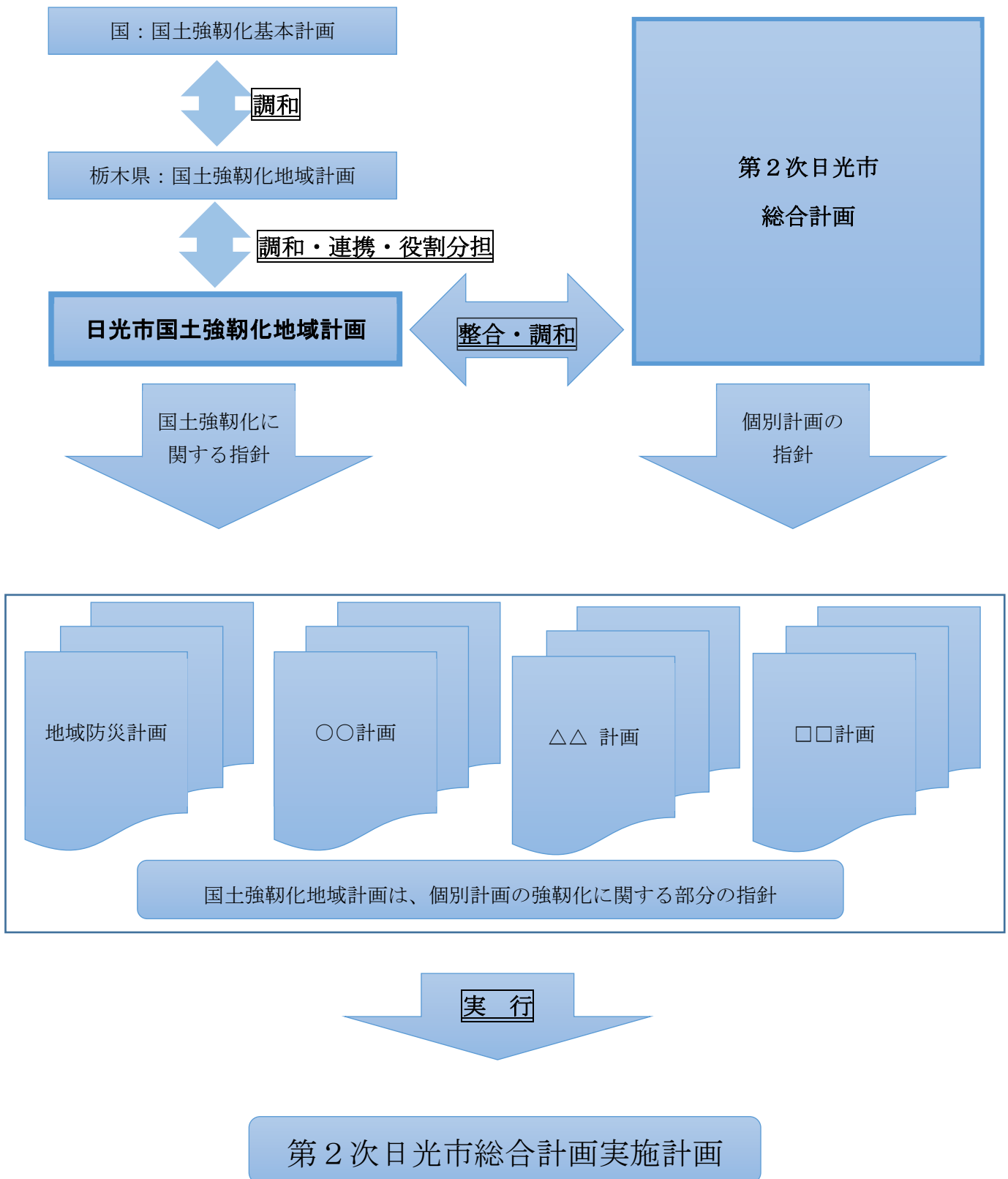
本計画は、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるもので、国土強靱化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画（※）」としての性格を有するものです。

また、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、第2次日光市総合計画との整合性を図りながら、日光市地域防災計画をはじめとする各分野の個別計画の指針とするものです。

（※）アンブレラ計画

国土強靱化の観点から、「総合計画」や「地域防災計画」をはじめ各種計画の指針となるべきものとされ、策定後は、その内容を指針として必要に応じて既存の個別計画の見直し等を適切に行うこととされている。

計画の位置づけイメージ

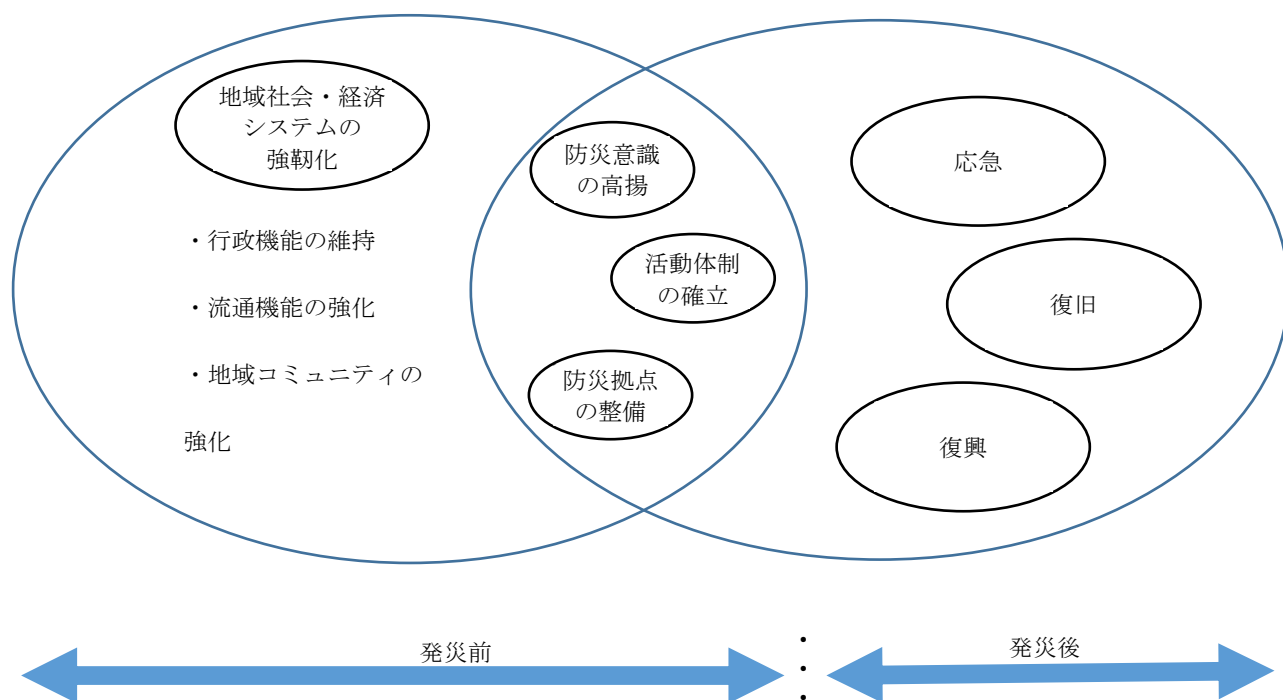


地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とする令和7年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

本市における強靱化を推進する上での「基本理念」「基本目標」を国土強靱化基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のとおり設定します。

1 基本理念

いかなる自然災害等が発生しようとも、

「市民の生命の保護が最大限図られること。」

「市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。」

「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。」

「迅速な復旧、復興が図られること。」

を目指して、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進します。

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の強靱化を推進するために目指すべき方向性として、次の9つの基本目標を設定します。

- 【基本目標①】 直接死を最大限防ぐこと。
- 【基本目標②】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保すること。
- 【基本目標③】 必要不可欠な行政機能を確保すること。
- 【基本目標④】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスが確保されること。
- 【基本目標⑤】 経済活動（サプライチェーン（※）を含む。）を機能不全に陥らせないこと。
- 【基本目標⑥】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること。
- 【基本目標⑦】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと。
- 【基本目標⑧】 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件が整備されること。
- 【基本目標⑨】 文化財が迅速に再建・回復できる条件が整備されること。

（※） サプライチェーン

原料の段階から製品が消費者の手に届くまでの、経済活動のつながり。

3 基本方針

基本理念とこれに基づき本市の強靱化を推進するための目指すべき方向性として設定した基本目標に向けて、個別の施策を効果的に進めるため、国土強靱化基本計画及び県地域計画との調和に留意し、施策の基本方針を次のとおり定め、強靱化に向けた個別の施策を推進します。

(1)基本姿勢

- ・人口減少や高齢化の更なる進行、各種社会資本の老朽化など社会情勢を踏まえた施策を推進すること。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮すること。
- ・自助、互助・共助、公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担をすること。

(2)適切な施策の組み合わせ

- ・防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策を推進すること。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上にも留意すること。

(3)効果的な施策の推進

- ・選択と集中による施策の重点化を推進すること。
- ・既存の社会資本の有効活用及び効率的な維持管理を推進すること。
- ・民間投資を促進すること。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本市の強靱化に向けては、先に定めた基本理念を踏まえた基本目標に対し、基本方針に基づきながら施策を展開していく必要があります。また、強靱化を図るには、本市の特性を踏まえた上で、本市における大規模自然災害などのリスクとこれに対する脆弱さを把握し、これを分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要です。

国及び県においても、それぞれ国土強靱化基本計画、県地域計画において、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

【脆弱性評価の手順】

①想定するリスクの設定

＝リスクの設定（P 8）



②基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定

＝リスクシナリオの設定（P 8・9）



③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

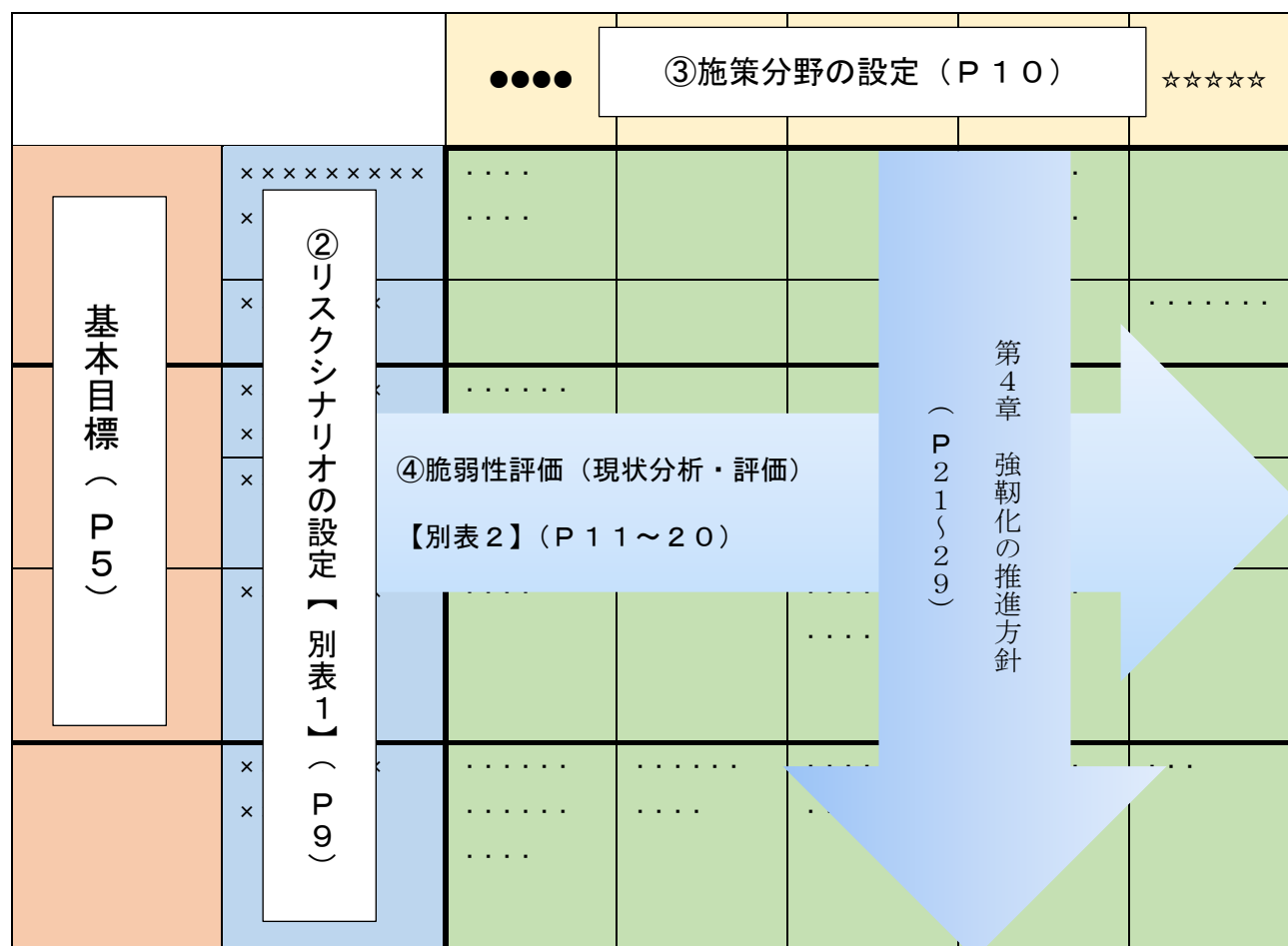
＝施策分野の設定（P 10）



④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

＝脆弱性評価【現状分析・評価】（P 11～20）

【脆弱性評価と推進方針のマトリックス】



① リスクの設定

国土強靱化基本計画、県地域計画においては、「**大規模自然災害全般**」を想定しており、本市においても、地域防災計画を踏まえ、震災、風水害など、大規模自然災害全般を想定します。

② リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国土強靱化基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮して、「基本目標」の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、28のリスクシナリオを**別表1**のとおり設定します。

【別表 1】

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐこと。	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保すること。	2-1	被災地での食料、飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への飲料水、食糧等の供給不足
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保すること。	3-1	市職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスが確保されること。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
		4-2	テレビ、ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
5	経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること。	6-1	電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと。	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質等の大規模拡散、流出
		7-3	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件が整備されること。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	観光・地域農産物に対する風評被害等による地域社会等への甚大な影響
9	文化財が迅速に再建、回復できる条件が整備されること。	9-1	後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
		9-2	日光杉並木の倒木による被害の発生

③ 施策分野の設定

脆弱性評価は、第2次日光市総合計画前期基本計画に掲げるまちづくりの基本施策ごとに、国土強靱化基本計画及び県地域計画における施策分野を参考に、次の5つの分野を設定します。

【5つの施策分野】

- (1) 行政機能／消防
- (2) 都市・インフラ
- (3) 市民生活
- (4) 産業・経済
- (5) 教育・文化

④ 脆弱性評価（現状分析・評価）

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。個別の評価結果については、「【別表2】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりです。

なお、評価結果の全体的なポイントは、次のとおりです。

【評価結果のポイント】

★ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の着実な推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、ハード対策、ソフト対策ともに、これまでも実施され順調に進捗していますが、最悪の事態を想定し被害を最小限に抑えるためには、更なる取組の強化が必要です。

本計画に掲げる基本目標を達成し、より強靱なまちづくりを推進するためには、災害時にも機能するインフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・防災意識の普及啓発などソフト対策を組合せることが重要と考えられます。

今後も、これらの取組を着実に推進し、より効率的、効果的なものとするため、施策の重点化を図りながら、「自助」「互助・共助」「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう推進していく必要があります。

★横断的な取組と関係機関等との連携

強靱化に資する取組における個々の施策の実施主体は、庁内においては複数の部局にわたるとともに、市だけでなく、国、県、民間事業者など多岐にわたります。

そのため、部局横断的に取組を推進するとともに、国、県等との十分な情報共有や連携強化、民間事業者及び市民との連携、協力により強靱化の取組の和を広げていく必要があります。

【別表 2】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐこと。

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化）

・木造住宅の耐震化については、第3期耐震改修促進計画において、令和7年度までの耐震化率95%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。また、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

・不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では、要緊急安全確認大規模建築物としている。対象建物所有者に対し耐震改修等の補助を行っており、今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化を図る必要がある。

（適正な土地利用の推進）

・建物の老朽化や狭隘道路が多い市街地では、大規模火災や地震発生時に建物崩壊や火災の延焼など被害の拡大が予測されることから、老朽建築物の除外、建築物の不燃化を推進するため、土地利用の見直しを行う必要がある。

（老朽危険空家等対策）

・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため管理不十分な空家等について、適切な管理の促進を図る必要がある。

・火災や倒壊等による危害を防ぐため、老朽化し空家となった市営住宅について、解体を進める必要がある。

（防災意識の高揚、防災教育の実施）

・室内における安全対策を推進するため、出前講座の中で家具類の転倒防止対策等の普及啓発を進める必要がある。

（消防・救急体制の強化）

・消防活動上重要な、耐震性防水水槽及び消火栓等の消防水利の整備を、計画的に進める必要がある。

・消防部隊の災害対応力を一層強化するとともに、消防車両等の整備を計画的に進める必要がある。

・地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備など、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。

・大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要がある。

・住宅火災による死者を低減させるため、設置義務である住宅用火災警報器のさらなる設置促進及び維持管理を推進する必要がある。

・住宅火災を初期に消火し、被害を最小限にとどめるため、住宅用消火器の設置を促進する必要がある。

- ・感震ブレーカーの普及啓発をし、通電火災を防止する必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（総合的な水害対策）

- ・集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、堆積土砂の除去、定期的なスクリーン清掃及び被災実績箇所の重点的な改修等を実施している。しかしながら、水路改修については未だ多くの箇所が未整備となっており、今後も継続して改修を行っていく必要がある。
- ・洪水に関する警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。

1-3 大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生

（山地防災対策）

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある

（火山災害対策）

- ・気象庁が常時観測を必要と位置付けている日光白根山は、火山防災マップや避難計画を策定した。さらなる火山災害対策の強化を図るとともに、関係機関と共同で避難訓練を実施する必要がある。
- ・火山噴火に関する警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。マップ原稿については令和元年度に作成済みのため、関係施設等に印刷物の配布を依頼する必要がある。

（総合的な土砂災害等の対策の推進）

- ・土砂災害警戒区域の指定に基づき、ハザードマップの更新を行う。引き続き土砂災害ハザードマップを活用した危険区域の周知を徹底する必要がある。
- ・災害時における避難場所等への避難を迅速に行うためには、避難所の周知が重要であることから、防災マップを活用した避難場所の周知や避難場所等に掲げる表示板の標準化を図る必要がある。
- ・土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保すること。

2-1 被災地での食料、飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止

（道路の防災・減災対策）

- ・災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急復旧に向けた建設業者等との協定による復旧体制の強化は重要であり、引き続き連携強化を図る必要がある。
- ・災害時の交通機能早期確保のため、道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、引き続き相互の連携強化を図る必要がある。

（物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備）

- ・災害発生から約３日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、日光市備蓄計画に基づき食料、飲料水、生活必需品などを備蓄しておく必要がある。また、感染症対策物資についても備蓄の必要がある。
- ・食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。

２－２ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（医療関係団体との連携強化）

- ・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を確認するとともに訓練を実施する必要がある。

（消防・救急体制の強化）【再掲】

- ・重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ドクターヘリが安全に活動できる、ランデブーポイントの整備を進める必要がある。

２－３ 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（業務継続体制の整備）

- ・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成３０年３月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（消防・救急体制の強化）【再掲】

- ・地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備など、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。
- ・大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要がある。
- ・災害活動拠点としての機能を果たす消防施設の整備を、計画的に進める必要がある。

２－４ 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療関係団体との連携強化）【再掲】

- ・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を確認するとともに訓練を実施する必要がある。
- ・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、医療関係団体等と連携し、救護班の編成体制を整える必要がある。市は、救護班の活動に必要な資器材等を提供する必要がある。
- ・災害時に負傷者に対応するため、医療関係団体等と連携し、救護所を設置し、医療救護活動を実施する必要がある。
- ・災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要がある。

（道路の防災・減災対策）【再掲】

- ・災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急復旧に向けた建設業者等との協定による復旧体制の強化は重要であり、引き続き連携強化を図る必要がある。
- ・災害時の交通機能早期確保のため、道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、引き続き相互の連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時のネットワークを確保するため、国県道に接続する幹線道路を総合的に整備する必要がある。
- ・災害発生時に避難場所へ移動するネットワークを強化するため、生活道路を計画的に整備する必要がある。
- ・災害発生時に避難場所へ移動するネットワークを強化するため、橋りょう・トンネル等を計画的に維持補修する必要がある。
- ・災害発生時に避難場所へ移動するネットワークを強化するため、舗装を計画的に維持補修する必要がある。

（業務継続体制の整備）【再掲】

- ・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備）【再掲】

- ・災害発生から約3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、日光市備蓄計画に基づき食料、飲料水、生活必需品などを備蓄しておく必要がある。また、感染症対策物資についても備蓄の必要がある。
- ・食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。

（消防・救急体制の強化）【再掲】

- ・大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要がある。
- ・重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ドクターヘリが安全に活動できる、ランデブーポイントの整備を進める必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への飲料水、食糧等の供給不足

（関係機関等との連携強化）

- ・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、平常時から、県、公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

（物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備）【再掲】

- ・災害発生から約3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、日光市備蓄計画に基づき食料、飲料水、生活必需品などを備蓄しておく必要がある。また、感染症対策物資についても備蓄の必要がある。

- ・食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

（感染症等予防対策）

- ・避難場所、被災地区での感染症の発生防止のため、平常時から予防接種や県との連絡体制等の構築など、感染症等予防対策を行う必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保すること。

3-1 市職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の整備）【再掲】

- ・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（防災拠点機能の確保及び防災上重要な市公共建築物の耐震化）

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助、物資輸送、医療活動等において重要な役割を担う災害活動拠点や防災上重要な市有建築物について、防災機能の確保や耐震化を、関係機関と連携を図りながら、計画的に推進していく必要がある。
- ・耐震化については、より多くの専門性の高い情報が必要であることから耐震補強や庁舎建設の方法について、専門的調査、検討を行い、耐震化の推進を図る必要がある。また、庁舎等建設にあたり、公共施設の適正化に向け、日光市公共施設マネジメント計画実行計画に基づき、資産(公共施設)を有効に活用しながら、サービスの適正化を図り、財政面での持続性と人口減少・人口構成の変化等、将来の社会変化に適応した公共施設の最適化を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスが確保されること。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止

（業務継続体制の整備）【再掲】

- ・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（情報の収集、伝達体制の確保）【再掲】

- ・避難行動支援システム及び屋外スピーカー、戸別受信機、日光市防災メールなどを活用した防災行政情報システムにより、速やかな危険区域の絞り込みと市民や観光客への迅速かつ的確な避難情報を伝達する体制を整備する必要がある。

4-2 テレビ、ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（業務継続体制の整備）【再掲】

・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（情報の収集、伝達体制の確保）【再掲】

・屋外スピーカー、戸別受信機、日光市防災メールなどを活用した防災行政情報システムにより、速やかな危険区域の絞り込みと市民や観光客への迅速かつ的確な避難情報を伝達する体制を整備する必要がある。

4-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災意識の高揚、防災教育の実施）【再掲】

・児童生徒の防災意識の高揚を図り、自他の生命を守るための防災教育を実施する必要がある。
・災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民の防災意識の高揚に努める必要がある。
・災害発生時における自助、共助による対応を構築するため、市民の防災知識や意識の普及に努める必要がある。

（避難行動要支援者対策）

・各自治会等において独自の名簿を整備し、避難行動要支援者の避難支援を図ることや災害発生時に避難支援等関係者が円滑な情報伝達・避難支援を行うため、市が整備する避難行動要支援者名簿について、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供ができるよう、名簿情報の提供に関する同意率の向上を図る必要がある。
・「避難行動要支援者支援プラン」において、避難行動要支援者1名につき2名以上の避難支援者を選定することとしているが、選定が難しく組、班での単位での支援となっている方も多いため、避難支援者の選定を推進する必要がある。

（地域防災力の向上）

・共助による地域防災力を強化するためには、防災資機材を支給するなど自主防災組織の育成、強化を図る必要がある。
・大規模災害時の初動期において、共助による地域防災力を強化するためには、単位自主防災組織に加え、一定の地域による連合組織化を推進する必要がある。
・災害発生時における自助、共助による対応を構築するため、地域の防災リーダーとなる防災士を各自治会に養成し、地域防災力の向上を図る必要がある。

（情報の収集、伝達体制の確保）

・避難行動支援システム及び屋外スピーカー、戸別受信機、日光市防災メールなどを活用した防災行政情報システムにより、速やかな危険区域の絞り込みと市民や観光客への迅速かつ的確な避難情報を伝達する体制を整備する必要がある。

（外国人対策）

・災害時に、外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図り、外国人自身が防災への意識向上を図る必要がある。また、災害時における通訳ボランティアの確保や、県や栃木県国際交流協会と連携を図りながら、外国人への支援体制を整備する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

（中小企業などの経営基盤の強化）

・災害による損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を効果的に行う必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

（道路の防災・減災対策）【再掲】

・災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急復旧に向けた建設業者等との協定による復旧体制の強化は重要であり、引き続き連携強化を図る必要がある。

・災害時の交通機能早期確保のため、道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、引き続き相互の連携強化を図る必要がある。

・災害発生時のネットワークを確保するため、国県道に接続する幹線道路を総合的に整備する必要がある。

・災害発生時に避難場所へ移動するネットワークを強化するため、橋りょう・トンネル等を計画的に維持補修する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

・災害発生時の被害を最小限におさえるため、農業用ダム、頭首工、転倒堰、農業用排水路等の農業用施設の、整備・補修等適切な維持管理や、有事の際の迅速かつ適切な施設管理、管理技術者の育成、確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。

（物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備）【再掲】

・災害発生から約3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、日光市備蓄計画に基づき食料、飲料水、生活必需品などを備蓄しておく必要がある。また、感染症対策物資についても備蓄の必要がある。

・食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること。

6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止

（業務継続体制の整備）【再掲】

・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

（自立分散型エネルギーの導入促進）

- ・災害時（停電時）における電源確保のため、一般家庭における EV、PHV、V2H、住宅用蓄電システムの導入を支援し、自立分散型の電源システムの普及拡大を図る必要がある。

6-2 水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震化）

- ・災害などの非常時においても、安全・安心な水を安定して供給できるよう、アセットマネジメント計画を平成30年6月に策定した。浄水施設は需要が多い施設や重要度の高い施設を優先的に改修を推進する必要がある。

また、配水管路は老朽化対策として管路の耐震化を図る必要がある。

- ・大規模災害発生時に下水道処理施設の破損による機能停止を防止するため、ストックマネジメント計画を策定し、計画に沿った下水道施設の改修と老朽施設の更新や耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）【再掲】

- ・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

（農林道の整備）

- ・災害発生時に迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。

（交通結節点への連携強化）

- ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な運行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備を推進する必要がある。

（道路の防災・減災対策）【再掲】

- ・災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急復旧に向けた建設業者等との協定による復旧体制の強化は重要であり、引き続き連携強化を図る必要がある。
- ・災害時の交通機能早期確保のため、道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、引き続き相互の連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時のネットワークを確保するため、国県道に接続する幹線道路を総合的に整備する必要がある。
- ・災害発生時の避難箇所へ移動するネットワークを強化するため、生活道路を計画的に整備する必要がある。
- ・災害発生時に避難場所へ移動するネットワークを強化するため、橋りょう・トンネル等を計画的に維持補修する必要がある。

（業務継続体制の整備）【再掲】

・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと。

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

（農業水利施設の老朽化対策及び耐震化）

・被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の、損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要がある。

（業務継続体制の整備）【再掲】

・被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、平成30年3月に「日光市業務継続計画」を策定した。本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更があった場合には、必要な改定を行う。

7-2 有害物質等の大規模拡散、流出

（有害物質の拡散、流出対策）

・有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

・市と公害防止協定を締結している大規模事業所については、平常時から自主測定結果を市が確認し、排水水質を把握している。災害発生時、当該事業所の施設が被災した場合は、市に対し速やかに通報できるよう体制を構築する必要がある。

7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

（農地、農業用水利施設等の適切な保全管理）

・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地、農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

（山地防災対策）【再掲】

・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件が整備されること。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の処理体制の強化）

・国、県など関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備など、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を強化する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（道路の防災・減災対策）【再掲】

・災害時には迅速な応急復旧が求められるが、建設業における高齢化、人材不足の問題により、今後の復旧事業に支障を来すことが懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

（災害ボランティアの活動体制の強化）

・大規模災害時において、被災者のニーズにきめ細かく対応するためには、被災者支援におけるボランティア活動を支援する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域防災力の向上）【再掲】

・共助による地域防災力を強化するためには、防災資機材を支給するなど自主防災組織の育成、強化を図る必要がある。

・共助による地域防災力を強化するためには、単位自主防災組織に加え、一定の地域による連合組織化を推進する必要がある。

（コミュニティ活動への支援）

・災害時における復旧・復興を円滑に進めるためには、地域コミュニティの基盤である自治会の活動等を支援する必要がある。

（外国人対策）【再掲】

・災害時に、外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図り、外国人自身が防災への意識向上を図る必要がある。また、災害時における通訳ボランティアの確保や、県や栃木県国際交流協会と連携を図りながら、外国人への支援体制を整備する必要がある。

8-4 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会等への甚大な影響

（各種情報の的確な発信）

・災害発生時には、本市の正確な情報を迅速に海外に発信するためのシミュレーションをしておく必要がある。また、国内へは、市及び関係団体のホームページを活用し、迅速かつ正確な情報発信を行う。

9 文化財が迅速に再建、回復できる条件が整備されること。

9-1 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災

（世界遺産の保護対策）

・世界遺産に登録されている「日光の社寺」とそれを取り巻く自然環境を守り、適切な保護対策を講じていく必要がある。

9-2 日光杉並木の倒木による被害の発生

（日光杉並木の倒木対策）

・日光杉並木街道管理対策関係機関との連絡を密にし、災害発生時には、所有者である日光東照宮、管理団体である栃木県との連携を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針について

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として設定した5つの施策分野において、今後具体的な取組が必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担のもと、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／消防

①行政機能

情報の収集、伝達体制の確保（リスクシナリオ2-2、4-1、4-2、4-3）
●災害発生時において、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。 《主な取組み》 ・防災行政情報システムを活用した効果的な情報収集・伝達のあり方の検討
物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（リスクシナリオ2-1、2-4、2-5、5-3）
●災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。 《主な取組み》 ・被害想定に基づく食料、生活必需品、防災資機材の備蓄の推進 ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進 ・他自治体との相互応援協定や事業所との協定締結の推進
防災拠点機能の確保及び防災上重要な市公共建築物の耐震化（リスクシナリオ3-1）
●大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助、物資輸送、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。 ●「日光市建築物耐震改修促進計画（第3期計画）」に基づき、防災上重要な市公共建築物の耐震化を推進します。 《主な取組み》 ・防災拠点の整備 ・防災上重要な市公共建築物の耐震化

業務継続体制の整備（リスクシナリオ 2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、6-1、6-2、6-3、7-1）

●被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、業務継続計画を策定しました。計画の実効性を高めるため、組織や業務に変更があった場合に、適切に改定を行います。

《主な取組み》

- ・業務継続計画の改定

【重要業績指標】

指 標	現状値（R2）	目標値（R7）
業務継続計画の改定	策定済	随時改定

②消防

消防・救急体制の強化（リスクシナリオ 1-1、2-2、2-3、2-4）

●大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急・救助活動が行える体制を整備します。

《主な取組み》

- ・消防施設等の計画的な整備
- ・消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実、強化

【重要業績指標】

指 標	現状値（R2）	目標値（R7）
耐震性防火水槽及び消火栓の充足率	84%	86%
消防車両及び救急自動車等の更新数	2台	25台
消防団員数	1026人	増加
応急手当講習受講者延数	23,713人	28,720人
住宅用火災警報器設置率	77%	83%
消防団詰所更新数	1箇所	5箇所
救急救命士資格取得者数	2名	10名

（2）都市・インフラ

住宅・建築物の耐震化（リスクシナリオ 1-1）

●「日光市建築物耐震改修促進計画（第3期計画）」に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国、県の支援制度等を有効活用し、耐震化を推進します。

また、「日光市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化を推進する。

《主な取組み》

- ・住宅の耐震化の促進
- ・学校、病院、旅館・ホテル等多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- ・公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業の推進

適正な土地利用の推進（リスクシナリオ１－１） ●建物の老朽化や狭隘道路が多い市街地では、大規模火災や地震発生時に建物崩壊や火災の延焼など被害の拡大が予測されることから、老朽建築物の除外、建築物の不燃化を推進するため、適正な土地利用を推進します。 《主な取組み》 ・用途地域の見直し
老朽危険空家等対策（リスクシナリオ１－１） ●災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため管理不十分な空家等について、関係機関と連携し、空家対策を推進します。 《主な取組み》 ・老朽危険空家の所有者に対する除去や適正管理の指導等の推進 ・老朽化し空家となった市営住宅の解体
総合的な水害対策（リスクシナリオ１－２） ●水害を予防し、河川の安全性を高めるため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進します。 《主な取組み》 ・河川の堤防、護岸整備などの河川改修の推進 ・河川の堆積土砂除去、スクリーン清掃などの防災・減災対策の推進 ・水害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保 ・洪水に関する警戒情報、避難情報などの災害情報伝達体制の整備
総合的な土砂災害等の対策の推進（リスクシナリオ１－３） ●集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。 《主な取組み》 ・土砂災害防止施設の整備推進の要望 ・土砂災害発生時の防災・減災対策 ・防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップを活用した危険区域の周知
山地防災対策（リスクシナリオ１－３、７－３） ●山地に起因する土砂災害の発生を防ぐため、山地防災対策を支援します。 主な取組み ・山地災害防止に係る普及啓発の支援
火山災害対策（リスクシナリオ１－３） ●火山噴火及び噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進します。 《主な取組み》 ・関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備

- ・火山防災マップの周知
- ・火山防災訓練の実施

道路の防災・減災対策（リスクシナリオ２－１、２－４、５－２、６－３、８－２）

●災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

《主な取組み》

- ・建設業組合との災害時における応急復旧対策業務に関する協定締結による道路施設の応急復旧体制の整備
- ・災害発生時のネットワークを確保するための生活道路等の整備
- ・大雪時における交通機能の早期回復
- ・橋梁・トンネル等の計画的な維持補修（予防保全型維持管理）の実施

上下水道施設の耐震化（リスクシナリオ６－２）

●災害発生時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるため、上下水道施設等の耐震化を推進します。

《主な取組み》

- ・安定給水を継続するために、アセットマネジメントに基づき重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進
- ・下水道施設の機能停止を防止するために、ストックマネジメント計画を策定し老朽施設の更新と耐震化を推進

有害物質の拡散・流出対策（リスクシナリオ７－２）

●地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

《主な取組み》

- ・市と公害防止協定を締結している大規模事業所が被災した場合の通報体制の構築
- ・有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化

災害廃棄物の処理体制の強化（リスクシナリオ８－１）

●国、県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制強化を図ります。

《主な取組み》

- ・災害廃棄物等の発生見込量の把握
- ・国、県など関係機関との連携、及び地方公共団体間の相互支援体制の強化
- ・災害廃棄物等の仮置き場の確保

【重要業績指標】

指 標	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
木造住宅の耐震化率	８２％	９５％
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化棟数	１０棟	１２棟
空家除却費補助件数（累計）	５件	１０件
道路改良延長	—	１，２００ｍ

老朽管更新延長	4 4 km	6 0 km
水処理センターの修繕・改築箇所	—	2 箇所

(3) 市民生活

防災意識の高揚、防災教育の実施（リスクシナリオ1－1、4－3）

●災害発生時に市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、国、県及び関係機関、民間団体等との連携強化に努めます。

《主な取組み》

- ・自治会、自主防災組織等に対する出前講座や防災訓練の実施啓発
- ・小中学校において避難訓練等の防災教育の実施

避難行動要支援者対策（リスクシナリオ4－3）

●災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備します。

《主な取組み》

- ・「災害時要援護者支援制度」の推進
- ・「避難行動要支援者名簿」の活用
- ・情報伝達、避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

外国人対策（リスクシナリオ4－3、8－3）

●日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、支援体制を整備します。

《主な取組み》

- ・防災に関する情報の多言語化等
- ・災害時における通訳ボランティアの登用

地域防災力の向上（リスクシナリオ4－3、8－3）

●災害発生時に、被害を最小限に止めるため、地域で対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。

《主な取組み》

- ・自主防災組織の育成、強化
- ・防災士の養成

医療関係団体との連携強化（リスクシナリオ2－2、2－4）

●医療関係団体との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図ります。

《主な取組み》

- ・医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定の締結、救護所の運営など連携、協力体制の構築、医療関係団体との訓練の実施
- ・へき地診療所の充実

感染症等予防対策（リスクシナリオ2－6）

●避難場所、被災地区での感染症の発生防止のため、平常時から感染症等予防対策に取り組みます。

《主な取組み》

- ・予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の整備

災害ボランティアの活動体制の強化（リスクシナリオ8－2）

●災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。

《主な取組み》

- ・社会福祉協議会等との情報共有、連携強化、支援
- ・ボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等の実施
- ・震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

コミュニティ活動への支援（リスクシナリオ8－3）

●災害時における復旧・復興を円滑に進めるため、地域コミュニティの基盤である自治会の活動等を支援します。

《主な取組み》

- ・自治会活動への支援
- ・コミュニティ活動に関する情報の提供
- ・コミュニティの連携促進
- ・コミュニティ施設整備への支援

【重要業績指標】

指 標	現状値（R2）	目標値（R7）
防災訓練を実施した中学校区	12中学校区	15中学校区
避難行動要支援者名簿情報提供同意率	80%	85%
自主防災組織結成率	100%	100%
自主防災組織連合組織数	7組織	15組織

（4）産業・経済

中小企業などの経営基盤の強化（リスクシナリオ5－1）

●災害により損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を行います。

《主な取組み》

- ・制度融資の充実

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（リスクシナリオ5－3）

●災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

《主な取組み》

- ・農業用ダム、頭首工、共同乾燥調製施設等の適切な維持管理や、管理技術者の育成、確保

自立分散型エネルギーの導入促進（リスクシナリオ6－1） ●災害時（停電時）における電源確保のため、一般家庭におけるEV、PHV、V2H、住宅用蓄電システムの導入を支援し、自立分散型の電源システムの普及拡大を図ります。 《主な取組み》 ・太陽光発電、蓄電池の自立分散型エネルギーの導入促進
農林道の整備（リスクシナリオ6－3） ●災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備に努めます。 《主な取組み》 ・迂回路となりうる農林道の保全、整備
農業水利施設の老朽化対策及び耐震化（リスクシナリオ7－1） ●被災した場合に、農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。 《主な取組み》 ・老朽化した基幹的農業水利施設の機能診断、補修、耐震化等の促進
農地、農業用水利施設等の適切な保全管理（リスクシナリオ7－3） ●農業、農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地、農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進します。 《主な取組み》 ・優良農地の確保や、地域の共同による農地、農業用水利施設の保全活動等の促進
各種情報の的確な発信（リスクシナリオ8－4） ●観光、地域農産物への風評被害等による地域社会等への影響を防ぐため、平素から関係団体や県などの関係機関との連携を強化し、正確な情報が迅速に発信できる体制を構築します。
【再掲】山地防災対策（リスクシナリオ1－3、7－3） ●山地に起因する土砂災害の発生を防ぐため、山地防災対策を支援します。 《主な取組み》 ・山地災害防止に係る普及啓発の支援

【再掲】物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（リスクシナリオ2－1、2－4、2－5、5－3）

●災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品、防災資機材の備蓄の推進
- ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- ・他自治体との相互応援協定や事業所との協定締結の推進

【再掲】道路の防災・減災対策（リスクシナリオ2－1、2－4、5－2、6－3、8－2）

●災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

《主な取り組み》

- ・建設業組合との災害時における応急復旧対策業務に関する協定締結による道路施設の応急復旧体制の整備
- ・災害発生時のネットワークを確保するための生活道路等の整備
- ・大雪時における交通機能の早期回復
- ・橋梁・トンネル等の計画的な維持補修（予防保全型維持管理）の実施

【重要業績指標】

指 標	現状値（R2）	目標値（R7）
一般家庭における EV,PHV,V2H 住宅用蓄電システムの導入補助件数	1 3 5 件	3 6 0 件

（５）教育・文化

後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災（リスクシナリオ9－1）

●世界遺産に登録されている「日光の社寺」とそれを取り巻く自然環境を守り、適切な保護対策を講じます。

《主な取り組み》

- ・「史跡日光山内整備活用計画」に基づく山内石垣等の学術調査

日光杉並木の倒木対策（リスクシナリオ9－2）

●日光杉並木街道管理対策関係機関との連絡を密にし、災害発生時には、所有者である日光東照宮、管理団体である栃木県との連携を図ります。

《主な取り組み》

- ・杉並木パトロール

【再掲】防災意識の高揚、防災教育の実施（リスクシナリオ1－1、4－3）

●災害発生時に市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、国、県及び関係機関、民間団体等との連携強化に努めます。

《主な取組み》

- ・自治会、自主防災組織等に対する出前講座や防災訓練の実施啓発
- ・小中学校において避難訓練等の防災教育の実施

【重要業績指標】

指 標	現状値（R2）	目標値（R7）
杉並木パトロール回数	10回／年	12回／年

第5章 計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、「人命保護」を最優先とする観点から、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさなどを勘案し、リスクシナリオ単位で優先的に取り組む施策を設定しました。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐこと。	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保すること。	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能を確保すること。	3-1	市職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

以上を踏まえると、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

施策分野	施策
(1) 行政機能・消防	【行政機能】 - 情報の収集、伝達体制の確保 - 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 - 防災拠点機能の確保及び防災上重要な市公共建築物の耐震化 - 業務継続体制の整備
	【消防】 消防・救急体制の強化
(2) 都市・インフラ	- 住宅、建築物の耐震化 - 適正な土地利用の推進 - 老朽危険空家等対策 - 総合的な水害対策 - 総合的な土砂災害等対策 - 山地防災対策 - 火山災害対策

	・道路の防災、減災対策
(3) 市民生活	・防災意識の高揚、防災教育の実施 ・避難行動要支援者対策 ・外国人対策 ・地域防災力の向上 ・医療関係団体との連携強化
(4) 産業・経済	・物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ・道路の防災、減災対策 ・山地防災対策
(5) 教育・文化	・防災意識の高揚、防災教育の実施

また、リスクへの対応に向けた各施策分野の項目に関する個別事業計画については、別冊「日光市国土強靱化地域計画（資料編）」に示すものとし、各事業の進捗状況や新規事業の追加等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の個別計画や第2次日光市総合計画実施計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。